平成２１年（フ）第１１３２号
堺市北区新金岡町２丁４番５―304号、前住所大阪府高石市千代田４丁目２番18号
債務者　石川　知子（旧姓奥長）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１３９号
堺市北区東浅香山町１丁122番地
債務者　前岡　秀子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４８号
大阪府富田林市寺池台１丁目９番　金剛団地206―209号
債務者　山中　繁樹
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１５４号
大阪府富田林市向陽台２丁目５番７号　セジュール尾崎205号
債務者　榮原　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６５号
堺市北区百舌鳥梅町３丁48番地17
債務者　津村　幸司
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
福岡県豊前市大字三毛門695番地１県営住宅三毛門８棟102号
債務者　松井義之介
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
福岡県行橋市南大橋４丁目17番50号矢野和宏方
債務者　阿部　俊樹
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
沖縄県那覇市首里末吉町２丁目63番地　比嘉アパート201
債務者　東江　　求
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３４６号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅５棟510号
債務者　桐山　俊治
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５４号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字下野135番地２
債務者　伊藤　　武
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中海道24番地302号
債務者　伊藤千穂子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８５号
兵庫県西脇市黒田庄町船町628番地の１
債務者　朝井　敏晴
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１３２号
山口県山陽小野田市大字小野田4038番地１雇用促進住宅２棟202号
債務者　岩尾　慶子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第３２１号
香川県高松市寺井町1328番地　県住８―101
債務者　髙橋内佳子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３４９号
香川県さぬき市長尾西2044番地１
債務者　眞鍋　　健
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２２１号
茨城県つくばみらい市山王新田1482番地46
債務者　藤井　友美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２７号
茨城県土浦市下高津２丁目１番６―405号県営ひばりアパート
債務者　能村　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係